

平成 29 年

第 10 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 29 年 8 月 31 日(木)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
平成 29 年 8 月 31 日(木) 13 時 15 分～
- 2 招集場所
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員
教育長 笹山 忠則
教育長職務代理者 末次 龍一
委員 水谷 知子
委員 金澤 精子
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 米谷教育部長
山門教育政策課長
丸山学校教育課長
神原指導室長
岩本防災食育センター長
上原生涯学習課参事
森文化課長
西川スポーツイベント課長
大園教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要
別紙
- 7 閉会 15 時 16 分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成29年8月31日

開議 13時15分

1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

それでは皆さん、お揃いのようなので、ただいまから平成29年第10回の定例教育委員会を開催したいと思います。

最初に、申し訳ございません、本日は、追加議案や、あと資料の差し替えが多数発生しております。一度、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしております次第の差し替えが1部、それと教育長事務報告の差し替えが1部、それと議案第20号一般会計決算の概要についてのスポーツイベント課の部分の1枚紙がございます。それと議案第22号の要綱の差し替えが出ておりますので、それが1部、それと追加議案の議案第23号、24号の資料が1部ずつございます。過不足はございませんでしょうか。

(各委員「はい」の声あり)

それと開会に先立ちまして、御報告がございます。本日、部長の米谷が、定例庁議が開催される関係で遅れてまいる予定になっております。また生涯学習課長の唐崎が所用により、本日は欠席しております。代理で参事の上原が出席しておりますので、御報告させていただきます。

それでは、教育長、よろしく申し上げます。

2. 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成29年第10回教育委員会を開催させていただきます。

最初に、前回の会議録の承認を求めたいと思いますが、その前に、補足等ございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、これで、御異議がなければ承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは会議録は、これで承認とさせていただきます。

3. 教育長事務報告

それでは、教育長事務報告に移らせていただきます。

差し替え分がございますが、ちょっとこちらの不手際で、差し替えにも載っていない

ものもありますが、それも含めましてたくさんございますので、掻い摘んで報告いたします。

まず、7月28日の教育委員会外部評価委員会がございました。これは、後ほど報告事項において詳細がございますが、ここにおきましては、全体意見として、次のようなことが紹介されておりますので、少しここだけ読ませさせていただきます。後でまた重複して読ませいただくかもしれません。

教育委員会の点検・評価に関する全体意見として、外部評価委員会からいただいた意見でございます。

昨年度から評価表の様式を若干変更したが、評価の方法が改善されて、より客観的・具体的になり、年々良くなっていると感じる。評価表の項目が多く、内容も多岐にわたるため、難しいとは思いますが、教員や保護者の意見、要望を評価表に盛り込むことができれば、より現実的な評価ができるのではないかと。

また、前年度評価が達成度・妥当性共に最高の5であった場合、さらなる取り組みにより、より充実した取り組みになったとしても、評価自体は変わらないため、評価表からは読み取ることが難しい。評価表にその旨の表記があれば、より分かりやすいのではないかと。5の5を貰って、またさらに良くなって5の5、それではどこが良くなったのか、さらに良くなったんだから、それを記述してくださいという、そういう励ましというか、非常に好意的な評価をいただきました。

以上が教育委員会の外部委員会からいただいた意見でございます。また後程、資料等、提示させていただきます。

それから8月に入りまして、1日付で人事異動がございました。これは前回のときに紹介させていただきましたので、割愛させていただきます。

図書館教育担当者、図書館司書合同研修会を8月2日に実施しました。ここでは、子どもの読書活動の推進や読解力の向上を図ることを目指して、研修を行いました。春日市立春日野小学校の教頭先生と司書の先生に実践発表を、それから大川市立図書館の清水館長に講話をしていただきました。これは中央公民館でございました。

それから3日、4日は九州地区市町村教育委員会研修大会が宮崎市でございました。これに関しましては、私というよりも、末次委員のほうから報告をお願いしたいと思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

2日間行かせていただきました。例年あることなんですけれども、今年度は講演とパネルディスカッションで、講演は都井岬の馬、要は自然の馬で日本の亜種ですね、足が短くて、世界的に見ても本当の野生の馬というのは少ないらしくて、という話だったので、余り興味はなかったんですが、パネルディスカッションは、キャリア教育。これは

今まで参加した中で一番中身があったかなと思います。

参考になることも多かったんですが、日向市の報告についてディスカッションが行われましたけれども、一般的に職場体験みたいなもので終わっているのが殆どですけれども、日向市は、いろいろ取り組む前も他を視察したり、前準備を数年掛けてやられておるといことで、子どもたちの教育に対して、何のために勉強するのか、学ぶのかという、そこら辺の意識を持たせるために、職業観ではなくて勤労観。

要はこういう仕事ですよ、郵便局だったら切手を貼ったり、そういうことをしていますとか、そういうことじゃなくて、働いて、実際にお客さんが喜んでいただけたと、こういう勉強をしていたので、すぐ対応ができたとか、そういう実際に働く意義とか、そういうものを含めて。

そのためにはかなりの下準備が要るから、負担が掛かるので、行橋に導入するかといったら、いろいろと難しい部分があると思います。ただ、いろいろと参考にはなりました。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、続きまして、8月9日にICT活用研修会を中央公民館で開催いたしました。これは、発達段階に応じたICT活用能力を育成すること、及び教職員のICT活用指導力の向上を図ることを目的にして、実施いたしました。

それから、17日には公民館運営審議会がございました。ここでは委嘱状を交付いたしました。公民館運営審議会におきましては、家庭の教育力が低下したこと、それから少子高齢化が進行していること、それから地縁的關係が弱体化していること等によりまして、直面する公民館にはいろんな課題がある、ということの指摘がありました。そして私も指摘したわけではありますが、それから幅広い世代、あるいは地域の活性化、特に青少年が心豊かに自ら学ぶ意欲を持って物事に取り組める拠点になるように、運営に向けて努力をしたいということでもございました。

同日に、行橋市小中学校教職員研修会をコスメイトで開催しました。ここでは、楽しい学校、子どもが安心して学べる学校づくりを目指して、昨年度から実施しております。Q-U調査を開発された早稲田大学の教授の河村茂雄先生をお招きして、「学び合い、高め合う学級集団づくり」というテーマでご講演いただきました。中々、お話が上手な方でありまして、先生方も、笑いが起こったりして、楽しく研修が進められたと思います。

それから、夜は教育を語る会が行われました。金澤先生にも参加していただき、ずっと参加していただいております、ありがとうございます。

それから、18日に社会福祉協議の盆供養がございました。盆踊りは参加したのではなくて、見ただけでありました。黒い服を着ておりましたが、とても踊れるような

状態ではありませんでした。

それから、20日は子ども議会を開催いたしました。中学生と小学生合わせて24名、これは身近な課題から市の将来計画に関わるような課題まで、幅広く子どもたちから一般質問が出ました。それに対しまして、市長及び一部教育長が直接答弁をいたしました。私としては、子どもたちに、これは強い印象を与えたのではないかと考えております。将来、子どもたちは、自分が市長と直接質疑をやり取りしたんだということを、おそらく自慢することができる日がくるというぐあいに考えております。

また子どもたちに対しましても、私は、将来、この子ども議員の中から市議会議員や市長が生まれることを期待する、というぐあいに言って締めくくりをさせていただきました。

21日は、教育研究所の長期研修員の間接報告会に参加しました。理論研究や実態調査に基づき、今後の研究の方向性や実証の計画を中心に、報告がなされました。質疑や協議を通して、研究内容の具体化が図られたと思います。

それから22日、行橋市人権教育研究会の研究大会が行橋小学校でありました。これは、つなげよう、広げよう、深めよう、というスローガンのもとに、10年目に入る研究大会であります。主体的に好ましい社会を構想し、建設し、運営し、さらにその社会を変革していく、そういう資質能力を育成するということを目的にしております。ここでは大阪市立の大空小学校の初代校長の木村泰子先生が講演をされました。この大空小学校というのは同和地区にある小学校で、ここを設立して、そして子どもたちが生き生きする、そういう様子をDVD等で紹介をいただきました。

それから24日、25日にかけて研修センターで行われた、中学生の英語宿泊体験を参観しました。開会行事では、英語の力が伸びること、外国のカルチャーそのものを理解して体験してほしいこと、とにかく自分に自信を持ってほしい、要するにコンフィデンスというものを十分形成してほしいこと、この3点を英語で挨拶しました。

それから、23、24、25の3日間、小学生の読書リーダーの養成講座が、「る〜ぷる」でありました。ここでは、24日に読み聞かせの発表会がございましたので、それを参観いたしました。子どもたちが実際に自分の学校に帰って読書リーダーとなって読み聞かせをしたり、あるいは紹介をしたりする、そういう活動の一端を見せてもらいました。25日には、読書リーダーの認定書を授与いたしました。

それから、24日は外国語教育研修会を行橋小学校の体育館で実施しました。32年度から、小学校5年から英語科が始まることに鑑み、来年度から移行期に入ることを踏まえた研修です。現在、小学校では高学年35時間、中学年では12時間の英語活動の授業を行っております。

市は、平成15年から外国語指導員を雇用して力を入れているところでございます。

現在、指導員は、ネイティブが6人、日本人が3人というかたちで、その内、小学校に6人、中学校に3人です。小学校2校においては常駐をしております。研修会には、文科省の教科書調査官の直山木綿子さんにお越しいただき、「小学校の英語教育の教科化を見据えた今後の外国語学習の在り方」というテーマで講演してもらいました。

それから26日には、八雁短歌会全国大会が行橋市の京都ホテルでありました。教育長賞を設けたいということ、かなり直前になって言われましたので、ここで行って、教育長賞なるものを授与するということをやってまいりました。簡単なスピーチもさせていただきました。とにかく全国大会を開いていただくというのは、大変光栄なことである、ということも申し添えました。

掻い摘んでありますが、以上で教育事務報告を終わらせていただきます。補足等、必要なところがございましたら、御指摘いただければ説明させていただきます。

ございませんでしょうか。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

子ども議会の取り組みは大変良かったと思います。お疲れ様でした。

それで、アンケートとか、そういうものにもきっと出ていたと思いますが、ちょっとマイクでの子ども議員の声が聞き取りにくい部分があったので、その部分が惜しかったなと思いました。

後ですね、行小の子ども議員、小学生からの質問だったと思うんですが、中学校の制服が僕は嫌いだ、とはっきり言ったときに、教育長が答弁された、その答弁のされ方が大変良かったと思いました。

この質問は、どこでまとめるかというのを、前回、課長さんにお尋ねしました。そうしましたら、子ども議員がこんなことを聞きたいということは、政策課が掴んでいるわけですか。小学校・中学校の学校側の管理職も掴んでいるのでしょうか。質問です。

○教育長 笹山忠則君

山門課長、お願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

子ども議会の子どもたちがした一般質問は、基本的に子どもたちが自ら考えてもらいました。その後の詳細につきましては、庁内の各部署で振り分けをしまして、例えば土木行政だったら土木課の職員が、その子ども議員の所に行って、質問の内容の詳細を聞く。ですので、いま金澤委員がおっしゃった、行橋小学校の行中の制服の件につきましては、指導室の三田井次長のほうが子ども議員の所にお伺いして、聞き取りをして詳細な質問の内容を確認したという経緯でございます。

○委員 金澤精子君

分かりました。学校の管理職のほうでそこを掴んであったら、教育長ほどの内容での答えが出ないかもしれないけれども、何らかの意味でその子に話をしてあげることでもできるかなと思いました。かわいらしい質問だったので、あの場がホッとしました。すみません、以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、次の議事に移らせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第20号 平成28年度教育費決算(案)について

○教育長 笹山忠則君

最初に、議案第20号平成28年度教育費決算案について、これは教育政策課に説明をお願いいたします。

○教育政策課長 山門裕史君

議案第20号につきましては、各所管課長から個別に説明をさせていただきます。

はじめに資料の1ページを御覧ください。教育政策課所管におきます平成28年度の歳出予算額につきましては、2249万1千円に対しまして、2178万6555円を執行させていただきました。主な内容といたしましては、10款1項1目、教育委員会費におきましては、教育委員4名の皆様方の報酬、並びに外部評価委員3名の報酬に加えまして、教育長が各種協議会、総会等へ出席する旅費、あわせて教育委員の皆様方が研修会等へ参加する旅費等を執行させていただきました。

不用額18万2220円の主な要因といたしましては、全国市町村教育委員会、教育長会議が東京で開催されることもございますので、そちらのほうの予算措置しておりましたが、平成28年度は未開催でございましたのが主な要因でございます。

続きまして、10款1項2目事務局費でございます。これについては、主に教育政策課におきます事務を行う中での事務費等の予算を計上させていただいております。主には例年発行しております教育要覧の印刷であったり、入学式のときに子どもたちに配布をします教育方針のリーフレット等の印刷、それに加えまして、総合教育会議や教育委員会会議の議事録の調製の委託料、また教育長の公舎借り上げ料等を執行させていただきました。

不用額の50万9391円の主な要因といたしましては、教育長の交際費の執行残と、会議録作成委託料の減、こちらのほうはページ数が減少したことによりまして減額とな

っております。

続きまして、10款2項1目、学校管理費についてでございます。こちらにつきましては、小学校のほうですが、行橋北小学校にタブレット、iPadを導入しておりますので、こちらの補償サービスであったり、また全小学校にICT支援員を、月に数日配置をしておりますので、こちらの委託料。併せまして、小学校のPC教室につきましては、昨年9月末をもちまして5年間のリース契約が終了いたしましたので、その後10月以降の半年分の再リース、保守、そしてセキュリティソフトの設定の委託料を執行させていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。10款3項1目、中学校費の学校管理費でございます。こちらにつきましても、小学校同様、市内6中学校にICT支援員を配置しておりますので、そちらの業務委託料に加えまして、中学校のPC教室も9月末でリース切れとなっておりますので、10月以降の半年分のコンピュータの再リース、保守、そしてセキュリティソフトの再設定の業務委託料を執行させていただいたところでございます。

教育政策課からは以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、次に学校教育課をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

学校教育課です。3ページをお願いします。学校教育課における平成28年度一般会計決算の概要について、御説明いたします。

所管における歳出予算額は、24億7511万6千円で、決算総額23億8500万6877円、繰越額が5098万5千円、不用額が3912万4123円となり、96.4%の執行率となっております。なお、繰越につきましては、仲津中特別教室棟及び体育館内のトイレ改修工事費の明許繰越しでございます。

次に、主な事業内容等について御説明いたします。まず10款1項2目、事務局費では、教育長、部長及び学校教育課、教育政策課職員計14人分の給与諸手当等の人件費を執行いたしております。

次に10款2項1目、学校管理費では、小学校運営関連経費といたしまして、学校用務員及び図書司書の賃金、授業用の消耗品や備品等の購入のほか、施設の維持管理にかかる諸経費を執行しております。なお、学校用務員が12人分となっている理由につきましては、稗田小学校の図書司書が任期途中の8月末で退職いたしました。後任の有資格者を当然探しましたがけれども、見つからないということで、採用が困難でございましたので、10月から当該校の図書館業務に従事する職員を、用務員職で雇用したことに

よるものでございます。なお、こちらの主な不用額は需用費の執行残でございます。次のページをお願いします。

10款2項2目は割愛させていただきます。10款2項3目の学校施設整備費では、小学校整備関連経費といたしまして、空調整備、トイレ改修工事の管理委託料、及び防水改修工事の実設計委託料と合わせ、空調、防水、トイレ及び体育館の工事費を執行いたしております。主な不用額はトイレ改修工事の執行残でございます。次のページをお願いします。

10款3項1目の学校管理費では、中学校運営関連経費といたしまして、学校用務員及び図書司書の賃金、授業用消耗品や備品等の購入のほか、4年ごとに実施いたしております教科書見直し事業の該当年度といたしまして、教師用の指導書・検定本を購入しております。その他、施設の維持管理に資する諸経費を執行いたしております。主な不用額は需用費、委託料の執行残、及び入札残でございます。

次に、10款3項2目教育振興費では、中学校生徒の対外競技大会出場補助金や、全国・九州大会補助金等を執行いたしております。なお、出場の実績といたしましては、泉中陸上部によります、九州大会、全国大会、ジュニアオリンピック大会、及び日本ジュニア室内大会への出場がございました。並びに行橋中ソフトテニス部によります九州大会出場がございました。その際の経費補助となっております。次のページをお願いします。

10款3項3目の学校施設整備費では、中学校整備関連経費として、仲津中建替工事や5校分のトイレ改修工事の監理委託料、仲津中建替工事にかかる仮設校舎賃借料のほか、工事請負費といたしまして、5校におけるトイレ改修工事、仲津中本館棟建替工事、中京中の空調整備工事費を執行いたしております。主な不用額は、各工事の入札残でございます。

次に、11款3項1目義務教育施設災害復旧費でございます。昨年4月14日以降、熊本、大分両県で相次いで発生した熊本地震の影響と思われる被害について、長峡中南校舎外壁に多数のひび割れが確認されたところです。災害復旧措置として、修理を行ったところでございます。次のページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。児童クラブ運営関連経費といたしまして、主任指導員報酬、指導員及び補助員等賃金を執行しております。主な不用額は、需用費の執行残でございます。

10款1項2目事務局費では、放課後質問教室の講師謝礼及び市奨学金貸付金として5名分を執行いたしております。主な不用額は、報償費の執行残であり、放課後質問教室指導員の人材確保が困難であり、結果的に予定数に対して欠員を生じたものでございます。

10款2項1目、学校管理費では、小学校の学校医報酬等を執行いたしております。次のページをお願いいたします。

10款2項2目、教育振興費では、小学校就学援助費等を執行しております。主な不用額は、就学援助費の執行残でございます。

10款3項1目、学校管理費では、中学校の学校医報酬等を執行いたしております。

10款3項2目、教育振興費では、中学校就学援助費等を執行いたしております。主な不用額は就学援助費の執行残でございます。

学校教育課所管部分については、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

次に、指導室をお願いします。

○指導室長 神原修一君

それでは、指導室所管分について、概要説明をいたします。

9ページをお願いいたします。所管における歳出予算額は、1億6568万8千円で、決算総額は1億6272万6233円で、繰越額ゼロ、不用額296万1767円で、98.21%の執行率となっております。

では、款項目ごとに説明いたします。まず10款1項3目、教育指導費でございます。主な事業といたしましては、職員4名の人件費、並びに嘱託職員等の報酬、それからアシスタントティーチャーの賃金、学校評議員等の謝礼と、9月まで、そこにあげておりますコンピュータ保守点検業務の委託料及び機器の賃借料を指導室で所管しておりましたので、その事業費でございます。

主な不用額につきましては、先ほど申し上げました臨時職員、嘱託職員の就労日数の減とコンピュータ機器等の修繕料の件が主なものでございます。

続きまして、10款1項4目語学指導費でございます。教育長の報告にもありましたように、9名の外国語指導員を小中学校に派遣しておりますので、3名分の報酬と6人分の賃金が主なものでございます。

不用額につきましては、就労日数の減によるものでございます。

続きまして、10款1項5目適応指導教育費でございます。設置をしております適応指導教室の職員3名分の報酬とスクールアドバイザー、ヤングアドバイザーの報償費ということで執行させていただいております。

指導室関係分は、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続きまして、防災食育センターをお願いします。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

防災食育センターから説明いたします。所管における歳出予算額5億6294万5千円、決算総額5億4798万1327円、不用額が1496万3673円となっております。97.3%の執行率となっております。

10款5項3目、学校給食費、主なものといたしまして、上から、管理栄養士1名分、職員14人分、学校給食配膳員42名分、調理員45名分、配送員11人分が主に人件費でございます。後は光熱水費、賄材料費に出ささせていただいております。

不用額につきまして、主に760万円、賄材料費の減がございますが、28年度につきましては、9月5日、10月5日の台風により、2日、全校で欠食がございます。この欠食についてのものが主な要因でございます。

防災食育センターは、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続いて、生涯学習課にお願いします。

○生涯学習課参事 上原圭三君

生涯学習課から御説明いたします。11ページをお開きください。

生涯学習課所管における歳出予算総額は、5億982万5千円に対しまして、決算総額2億8235万8875円で、繰越額2億2031万円、不用額が713万6125円となり、55.39%の執行率となっております。目ごとに説明させていただきます。

10款4項1目社会教育総務費でございますが、こちらの予算では、社会教育指導員や地域活動指導員、社会教育委員などの報酬、また職員の人件費、生涯学習係と課長の分の人件費4人分、あと宿泊型研修施設指定管理料、これは行橋市の研修センターの指定管理の委託料でございます。また研修センターの空調改修工事などが主な執行となっております。

続きまして、2目の公民館費、これは市内の公民館の運営費となっております。主なものといたしましては、公民館の館長及び主事の公民館職員の報酬や公民館の光熱費等、運営活動費となっております。

続きまして、12ページを御覧ください。10款4項5目人権教育費です。こちらの主な内容は人権教育研修会等の参加の旅費等の費用となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。こちらは体育係になりますが、10款5項1目保健体育総務費、こちらの主な内容としましては、社会体育指導員やスポーツ推進委員の報酬、並びに行橋市体育協会に対する補助金が主な支出となっております。

また、2目の体育施設費の主な支出の内容といたしましては、行橋市体育施設における指定管理料、こちらは体育館を中心としました体育施設の指定管理委託料になります。

また、中山グラウンドや総合公園のテニスコートなどの照明設備改修工事などの工事費も、こちらのほうで支出いたしております。

以上が、生涯学習課所管の決算の主な内容となっております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、文化課にお願いします。

○文化課長 森雅代君

それでは文化課所管部分について、御説明いたします。決算の概要につきましては、歳出予算総額3億1960万2千円で、決算総額3億1032万8559円に対し、不用額927万3441円となっております、97.1%の執行率となっております。決算の主な内容を目別に説明いたします。

10款4項3目の文化振興費につきましては、予算現額が1億8695万8千円で、決算額が1億8681万5532円となり、不用額が14万2468円となっております。

主な執行の内容といたしましては、職員8名分の人件費、また1段下になりますのは、複合文化施設、これはコスメイト行橋の指定管理料、文化公演というのは小中学校の芸術鑑賞会を実施するための文化公演委託料、複合文化施設駐車場の借り上げ料、コスメイト行橋防水改修工事というのは、コスメイト行橋ロビーの雨もりの改修でございます。その下段、コスメイト行橋の照明制御設備更新工事は、館全体の老朽化などの共用部分の照明の制御設備の更新、トイレ改修工事は和式から洋式へのトイレ改修工事、及びオストメイトトイレを新設したものです。

下段、文化振興公社補助金、その下はビエンナーレ2017補助金でございます。これは、ゆくはし公募彫刻展で、対象賞金1千万円を含むものです。その他、行橋市文化協会、行橋市美術展覧会運営委員会といった、文化振興にかかる団体への補助金が主な内容となっております。

10款4項8目の図書館費につきましては、予算現額7111万4千円で、決算額が7001万1376円となり、不用額が110万2624円となっております。主な執行の内容といたしましては、図書館館長報酬、また行橋市図書館及び視聴覚センター窓口業務委託、図書等購入費、CD・DVD購入費となっております。次に15ページをお願いいたします。

10款4項4目の文化財保護費につきましては、予算現額6153万円、決算額が5350万1651円となり、不用額が802万8349円となっております。主な執行事業といたしましては、埋蔵文化財嘱託職員報酬2名分、守田蓑洲旧居の管理嘱託員1名分、歴史資料館嘱託職員報酬として4名分の人件費でございます。

次の旧百三十銀行囑託職員報酬は、赤レンガ館の2名分の人件費でございます。その下の項目につきましては、文化財の発掘や遺物整理にかかる賃金でございます。その下段は福原長者原官衙遺跡について、考古学研究の専門家に語っていただくシンポジウムを開催いたしましたので、そのポスターや資料集等の印刷物でございます。

下段は、歴史資料館特別展、後藤又兵衛の出奔と細川忠興、のもので、ポスター・チラシ、図録の印刷物、そして発掘調査報告書印刷の経費でございますが、こちらは西谷経塚古墳の報告書印刷でございます。

2段下の史跡、御所ヶ谷神籠石整備工事管理業務委託、及びその下の同実施設計業務委託は、御所ヶ谷神籠石の自然公園化する事業に伴うもので、実施設計は平成29年度に実施する予定の、景行神社から馬立場間の遊歩道整備に係るものでございます。

その次の稲童古墳群出土品保存修理業務委託は、平成27年度国重要文化財に指定された出土品の保存修理にかかるものでございます。2段下の御所ヶ谷神籠石保存整備工事費は、28年度中につきましては、中門東側石塁の積み直しや説明板の工事を行いました。

一番下の一般コミュニティ助成事業補助金240万円は、入覚区自治会に対し、市の無形民俗文化財である入覚念仏衆を含む神幸祭に使用する楽打ちの太鼓の備品の整備に対する補助金で、これは宝くじの社会貢献広報事業の一環であるコミュニティ事業助成金の決定を受けたものです。

主な不用額でございますが、椿市地域交流センター建設に伴う建設予定地の発掘調査費でございましたが、試掘の結果、遺跡が発見されませんでしたので、当該調査事業に係る発掘作業員賃金及び発掘機械等の使用料及び賃借料の執行残でございます。

文化課からは以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは次に、スポーツイベントにお願いします。

○スポーツイベント課長 西川雅隆君

スポーツイベント課から、平成28年度一般会計決算の概要を説明させていただきます。

所管におきます歳出予算総額は5121万5千円、決算総額4906万6168円で、申し訳ございません、不用額の訂正をさせていただきます。不用額につきましては、214万8832円となり、執行率95.8%となっております。

目別に申し上げますと、10款5項1目保健体育総務費につきまして、人件費、スポーツイベント課並びに生涯学習課の人件費、合わせて9名分、負担金、補助金といたしまして、ビーチバレーボール大会補助金、ハーフマラソン大会補助金900万円となっ

ております。

主な不用額につきましては、委託料の減ということで、キャンプ地誘致の委託料として、28年度に計上させていただいておりましたが、28年度での視察がなかったということで不用額になっています。それと、はつらつママさんバレーボール大会の委託料につきましては、委託料の中に含まれていた選手との交流会の出席人数の減というところで不用額が出ております。

スポーツイベント課からは以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、議案第20号の教育費決算案につきまして、御質問等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、もしまた後でお気づきの点がございましたら、事務局のほうにお問い合わせいただければと思います。

それでは、議案第20号は、これで御承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

(2) 議案第21号 平成29年度第2次補正予算(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、次の議案第21号の補正予算に関しまして、学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

学校教育課から、議案第21号平成29年度一般会計第2次補正予算案の内、学校教育課所管部分の概要を御説明させていただきます。

所管における本年度予算既定額14億6148万円に、今回補正額474万3千円を減額し、総額14億5673万7千円とするもので、主な補正理由といたしましては、3款2項1目児童福祉総務費における児童クラブ事業関連経費の予算調整となっております。

まず、民間児童クラブの施設整備事業といたしまして、今年度当初予算で、ときいろ児童クラブ創設に伴う施設整備交付金を予算措置しておりましたが、今年度、国県補助制度の改正による補助基準額及び補助率の変更に伴い、347万8千円の増額を行おうとするものでございます。

また、みのり保育園による椿市校区の児童クラブ創設事業費につきましても、新設予定の認定子ども園に併設した児童クラブ室の整備として、保育所整備交付金として国県より補助を受け、児童クラブ室整備費相当分の補助金を当課において予算措置していましたが、今年度、国の補助制度の改正により、児童クラブ対象分の補助加算分が廃止になったため、1081万1千円の減額を行おうとするものでございます。

次に、泉校区の民営児童クラブでありますコスモス児童クラブへの委託料の是正措置に伴い、259万円の増額を行おうとするものでございます。

当該委託事業につきましては、泉小校区の直営児童クラブの入所児童数の増加に対応するため、平成16年度より継続して委託しているものでございます。今年度の当初予算編成段階の見込み児童数は、65名を見込んでおりましたが、4月入所の調整段階におきまして、昨年度比21名増の受け入れが必要となることが判明いたしました。その際、直営2施設での対応が困難であったため、71名の児童の受け入れをコスモス児童クラブにお願いしたところでございます。

5月以降の入所児童数の推移を踏まえまして、今回、通年平均70名の児童の受け入れをベースとして委託料の見直しを行おうとするものでございます。

併せまして、職員給与の増額を行おうとする内容となっております。こちらにつきましては、常勤職員1名分の増加経費を算定しております。理由といたしましては、国が児童クラブの適正規模として定めております、1支援単位、一施設あたりの児童数が40人以下となされており、それと併せて1.65㎡の児童面積基準というのがございます。この両基準を31年度末までに達成すべきというふうにされております。この対策について、現在、市を挙げて検討中でございますが、指導員の人材確保、それから新たな保育スペースの確保につきまして、大変苦慮している状況でございます。

一方、コスモス児童クラブにつきましては、従来の専用保育室に加えまして、子育て支援施設の活用を行っていただき、支援単位を切り分けて、それぞれに常勤職員、直営施設で言いますところの主任指導員でございますが、こちらをそれぞれに配置することができております。したがって、必要経費として併せて増額措置を行おうとするものでございます。

直営施設の現状に関する分析といたしまして、40人を超過した大規模施設が、現在複数存在している状況でございます。本市の児童クラブ運営事業費の総額は、国県の運営費の補助基準額を下回る状況になっております。直面する課題解決に向けまして、国県の運営費補助金を有効に活用できる事業コストのバランス等の精査を含めまして、事業全体の再検証を早急に行いたいと考えております。

今後、民間に委託している事業費を含めまして、より良好な保育環境の構築のため、抜本的改善を行い、必要な投資及び対策を積極的に推し進めてまいりたいと考えており

ます。

学校教育課所管部分については、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

次に、生涯学習課をお願いします。

○生涯学習課参事 上原圭三君

生涯学習課の第2次補正予算の概要について、説明させていただきます。

所管におきます本年度歳出予算既定額3億2161万9千円に、今回補正額4045万6千円を増額し、総額3億6207万5千円とするものです。

補正の概要につきましては、10款4項2目の公民館費でございます。こちらの1つ目は類似公民館の老朽化に伴う建て替えに対して、地元団体に補助をするものです。こちらは、行事新町地区でございます類似公民館の建て替えに伴いまして、地元が建て替えを行うものですが、それに対して補助を行うということで、279万4千円を増額補正を行ったものです。

また2点目といたしまして、椿市地域交流センター建設工事、先ほど決算の中で、2億2千万円の繰越しを御報告させていただいた分でございますが、この椿市地域交流センターの建設工事の内容に一部変更が生じまして、増額補正をするものです。工事請負費におきまして、1732万円の増額補正、こちらは工事費なんです。続いて備品購入費が椿市地域交流センターの中で建設を行った中に、今度は机やカフェ等の厨房機器など、物販部分におきます展示用備品等を購入する費用になっております。

また負担金、補助金の150万円につきましては、こちらは運営していくに当たりまして、地元団体に運営を担ってもらおうと考えておりまして、そちらのほうの団体に準備段階での費用といたしまして150万円の補助金の増額補正をお願いしているところでございます。

以上が生涯学習課からの説明になります。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、議案第21号を通しまして、御質問等がございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

(特に声なし)

また、これに関しましても、詳細等が必要な場合は、事務局のほうにおっしゃっていただければ、資料等を提供させていただきます。

それでは、この補正予算は、これで御承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。補正予算の御承認をいただきました。

(3) 議案第22号 行橋市条件付返還免除型奨学金事務取扱要綱(案)について

○教育長 笹山忠則君

では、議案第22号に移らせていただきます。行橋市条件付返還免除型奨学金事務取扱要綱案についてであります。これは学校教育課に説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

学校教育課から、議案第22号行橋市条件付返還免除型奨学金事務取扱要綱案について、御説明いたします。

本案につきましては、本年7月1日に条例、規則施行した新設の奨学金制度につきまして、制度の運用に必要な事務手続きについて、必要な事項を定めようとするものでございます。

主な内容といたしまして、次からのページをお願いします。

まず3条の関係ですが、3条につきまして、条例で規定する新規貸付人数を超えた申請があった場合の内定者の決定につきましては、調査書の提出に基づきまして、評定平均値の高い順に行う、ということをお定めております。

続いて、第4条で、一般型及び特定職業型の返還免除に関しまして、条例及び規則に規定する寄附金の額をお定めております。

まず、同条第1号では、一般型の貸付を受けた者が、卒業後市外に居住した場合の返還免除条件としての寄附金額を5万円以上と定めております。

次に第2号でございますが、特定職業型の貸付を受けた者が、卒業後市外に居住し、市内の特定職業に従事した場合でございます。こちらを2万円以上としております。

次に、同条の第2項におきまして、寄附金の納付により返還免除となる場合の納付及び適用期間をお定めております。次のページに表で規定をいたしております。第3項でございます。第2項は返還免除を受けるときの寄附の納付期間と、その適用する免除対象期間であります。

すみません、差し替えがっております。上のほうが寄附の納付期間ということになります。大学等の卒業の初年度につきましては、4月1日から9月30日までに寄附金の納付をしていただきたいということで、こちらが納付されれば、免除対象分の初回適用といたしまして、当年10月分から翌年の9月分までの返還額が全額免除になる、というかたちでございます。

もともと返還が開始されるのが卒業年の10月からということで、10月から翌年9月までを1クールとして運用するものでございます。そして2年目以降につきましては、少し期間を拡大いたしまして、1月4日から9月30日までに寄附の納付がなされたと

きに、次の納付期間であります2回目以降の10月分から翌年9月分までが全額免除となるという仕組みとさせていただきます。

続きまして、第3項につきましては、納付期間外の寄附があったときの取り扱いについて規定いたしております。この期間外納付があったときも受付はいたしますということで、ただし、免除適用については、その寄附があった日の属する日の翌月分からの返還金の免除とさせていただくということについて規定をしております。

最後に第4項につきましては、この寄附が、ふるさと納税制度を利用して行われた場合、ふるさと納税制度の返礼品の提供を受けた者については、本件の返還免除の対象外とする、言い換えれば、ふるさと納税をしたときの返礼品は、辞退をしていただければ、返礼品の代替として返還免除する、というかたちの運用をさせていただくということになっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいまの取扱い要綱の内容に関しまして、御質問等がございましたら、お願いします。

(特に声なし)

特にございませんようでしたら、このかたちで事務取扱要綱を制定させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

(4) 議案第23号 人事評価の取扱い並びに結果開示に関する要領(案)について

○教育長 笹山忠則君

議案第23号人事評価の取扱い並びに結果開示に関する要領案についてでございます。これは指導室にお願いいたします。

○指導室長 神原修一君

それでは、御説明いたします。追加議案ということで、机上にある資料を御覧ください。議案第23号人事評価の取扱い並びに結果開示に関する要領案について、説明いたします。

人事評価の改訂につきましては、前回の教育委員会の折に教育長のほうから説明があったとおりでございます。従来、人事評価の取扱い等につきましては、平成18年4月1日から施行されていたものがございまして、これまでそれに沿ってやってきていたわけですけれども、人事評価そのものが大きく変わりましたので、それに伴いまして、こ

の議案第23号にあげております要領も変更させていただいております。

平成18年4月1日より施行されておりましたものは、人事評価結果開示要領というものでございました。今回は、それに加えまして、人事評価の取扱いも付記をしている関係で、一部改正ではなく、従来のは廃止をし、新たに人事評価の取扱い並びに結果開示に関する要領、ということで定めさせていただこうというものでございます。

第1条は、趣旨でございます。県の規則に基づき必要な事項を定める、というふうにしております。

業績評価につきましては、県の規則のほうで、校長、教頭及び事務職員の主幹については教育長、というふうに明記をされております。ただ、主幹教諭を含む教諭等の方については、県の規則では、教育長または教育長が指定する者、というふうに明記をしております。そこについてどうするかということは、事務局でも十分協議を尽くしたところですが、教諭の方も含めて、全ての対象者の最終確定者は教育長に定めたいと思っております。それが第2条でございます。

第3条、面談等につきましては、当初・中間・最終面談を行う、となっておりますので、それぞれの職種に応じて誰が面談を行うかということをも明記させていただいております。

第4条、書類の提出がそれぞれの時期にございますので、それを定めさせていただいております。

3条・4条につきましては、いわゆる新規採用教職員につきましては、教諭につきましては、1年間の条件附教員でございます。事務職員、養護教諭、栄養教諭等については、半年間の条件附教員ということで、その旨を明記させていただいております。

第5条、評価結果については、全員開示をすることとなっておりますので、最終評価終了後、1週間以内に最後に付けております開示書の様式で全員に開示をすることを記させていただいております。次のページを御覧ください。

開示を受けた職員は、評価結果の説明を希望することができるようになっておりますので、開示書の公開1週間以内に希望する場合には、先ほど見ていただいた開示書の下半分の開示面談申し入れ書を提出して、最終確定者が面談をし、説明、指導助言をすると規定をしております。

第7条は、苦情の申し出でございます。面談を受けた職員の中で、苦情がある場合には苦情の申し出をすることができます、というもので、2項のほうで別に定めるということで、この後御説明する24号の議案であげているところでございます。

以上が人事評価制度の見直しに伴う取扱い並びに結果開示に関する要領案であります。御審議をよろしくお願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいま説明のありました第23号議案は、人事評価の取扱い並びに結果開示に関する要領であります。御質問等、ございませんでしょうか。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

これは、全員開示じゃなかったでしょうか。

○指導室長 神原修一君

はい、全員開示です。

○委員 金澤精子君

それに、この開示申込書が要るんですか。

○委員 金澤精子君

指導室長。

○指導室長 神原修一君

3枚目に付けております、上・下セットで職員全員に配るんですけれども、総合評価の評語というS・A・B・C・Dの評価を開示します。その結果について、ちょっと腑に落ちないという場合は、面談を申し出ることができるということです。

○委員 金澤精子君

面談を、ということですね。分かりました。

○教育長職務代理者 末次龍一君

開示のときに、例えば校長先生から職員に対して、結果の開示だけをもって結果の通達ということになるんですか。例えば評価が低いから、あなたはこうでしたよとなれば。この前、話があったのかもしれませんが、ちょっとお聞かせください。

○教育長 笹山忠則君

指導室長、お願いします。

○指導室長 神原修一君

開示をするのは、さっきも申し上げましたけれども、この5段階評価の評語を開示するとなっています。だから、どういう理由でAが付きましたよとかいうのは、開示の段階では、何もありません。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ならばその人事評価自体がさらなるスキルアップとか、そこら辺を含めてやっていく、単なる給料に関わるだけじゃなくて。そうすると、そこが一番大事になってくると思うんですけれども、そのときに、次はこうなさいよとか、そういうアドバイスのできる、そういうかたちでの人事評価はなされないんですか。

○教育長 笹山忠則君

指導室長。

○指導室長 神原修一君

校長、教頭、事務主幹を除く職員については、校長が最終面談を行いますので、当然その折には、自己評価結果のもとに面談をしますので、そこで本人があまり十分ではなかった課題があるということについては、当然、指導・助言ができると思いますし、校長として、1年間こういうところが良かったと思う、でもこういうところがもうちょっとじゃないかというやり取りは、最終面談の中ではなされると思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

結果が出る前、最終面談のところですね。分かりました。

○教育長 笹山忠則君

それでは、ほかにございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、議案第23号は、これで決定をさせていただきます。後また、用語の使い方等、何か疑問がございましたら、また事務局のほうにお問い合わせいただければと思います。

(5) 議案第24号 業績評価の結果に対する苦情の申出への対応に関する処理要領の一部を改正する訓令(案)について

○教育長 笹山忠則君

では、議案第24号に移らせていただきます。業績評価の結果に対する苦情の申し出への対応に関する処理要領の一部を改正する訓令案について。これも指導室にお願いします。

○指導室長 神原修一君

引き続き指導室から説明いたします。議案第24号業績評価の結果に対する苦情の申し出への対応に関する処理要領の一部を改正する訓令でございます。こちらは、先ほどふれましたが、18年4月1日から施行されております従来のもを一部改正というかたちで使えますので、一部改正ということで進めさせていただこうと思っております。

では、おそれ入ります、新旧対照表を御覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず第1条でございます。これは県の規則の条ズレに伴いまして、県の規則11条に基づく手続きについて、必要な事項を定めるというふうにしております。

苦情の申し出につきましては、改正前の分に色付きの線を入れるのを忘れておりましたが、改正前は校長及び教頭を除く、としておりましたけれども、今回から、校長、教頭に加えまして、事務職員の主幹も教育長が最終確定者と、当初から明記をされてお

ますので、加えているところがございます。条ズレは訂正をさせていただきます。

それから機構改革に伴いまして、旧来の学務課長を学校教育課長と訂正をさせていただいております。第2条2項も同様でございます。

それから第2項の2行目にありますが、今回、福岡県市町村立学校職員と明記されておりますので、それに伴いまして、教員評価苦情審査会の名称を学校職員評価苦情審査会というふうに訂正をさせていただきます。

3項につきましては、言い回しを変えさせていただいております。

続きまして、2ページをお願いします。第3条につきましては、審査会の組織、運営等について記しておりますけれども、これは機構改革に伴う、先ほどもありましたが学務課を学校教育課に、訂正をさせていただいております。

それから第5条、審査会による調査の分でございます。第1項、規則第6条の規定に基づき評価者、とされておりましたけれども、今回の見直しで一次評価者と二次評価者がおりますので、一次・二次評価者と訂正をさせていただいております。

あと最後のページでございます。補足第12条でございます。先ほどと関連いたしますが、従来は校長及び教頭が苦情の申し出を行う場合においては、この要領を準用して取り扱う、ということで、今回からは事務職員の主幹を加えておりますので、訂正をさせていただいております。

最後に審査会の委員につきましては、別表のとおりでございますけれども、これも機構改革等に伴いまして、職名の変更がっておりますので、現在の役職名等に変更をさせていただいております。

以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

これは、訓令であります。新旧対照表のとおりであります。何か御質問はありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、これも御承認いただきました。

これで、全ての議案、20号、21号、22号、23号、24号は承認いただきました。

5. 協議・報告事項

(1) 行橋市教育委員会点検・評価報告書について(報告事項)

○教育長 笹山忠則君

では続きまして、5番目の協議・報告事項に移らせていただきます。

その第1、行橋市教育委員会点検・評価報告書について。これは大園係長に説明をお願い

いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から、平成29年度行橋市教育委員会の外部評価報告書について、御報告をさせていただきます。

6月の定例教育委員会の際に、教育委員会としての外部評価表を御審議いただきまして、その内容をもちまして、7月28日に今年度の外部評価委員会を開催しております。

その中で様々な意見が出されたんですが、個別の事業ごとに、この取り組みは良い取り組みなので続けたほうがいいんじゃないかとか、また別の取り組みに対しては改善点があるので、そこを改善しながら検討してください、という意見がございましたけれども、一応、全体的な意見といたしましては、概ね肯定的な御意見をいただいております。

一方で、評価表の20ページに書いているんですが、前年度と評価を比較した場合、取り組みとしてより良い取り組みになっているのに、評価の基準ではかると、評価が5・5で変わらない、客観的に見て取り組みが充実した部分が分かりにくい、という御意見もいただいております。これはあくまでも、この外部評価は単年度評価になっておりますので、前年度と評価の比較をするところではないんですけれども、一応前年度との経緯を御存知の方にとっては、前年度と比較して、少し客観的に分かりにくい部分がある、といった御意見をいただいております。

事務局といたしましては、外部評価委員会で出された様々な御意見を参考にしながら、今後もより分かりやすい評価表の作成に努めてまいりたいと考えております。

また、この外部評価に関しましては、来月の9月議会に報告をさせていただいた後に、ホームページ及び情報コーナーに公開いたしまして、住民に対して情報公開をしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいまの報告・説明に関しまして、私ども一部述べさせていただきましたが、御質問等がございましたら、お願いします。

末次委員、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

5の5になって、それ以上ということは、前年度との比較というのを別に設けるかどうか、まとめてかどうか分からないけれど、難しいですね。

○教育長 笹山忠則君

どちらも、要はその年度において一番良い評価を得たということで、それが継続した。それで前年度よりも取り組んで、さらにより良いものになった。しかし評価の表現とし

ては、5の5しか付けようがないので、このようにしております。

ただ、御指摘いただきました、では評価表の文章で示す部分がございますので、そこには、もうちょっと積極的に良くなった部分というか、それを書いた方がいいんじゃないかという御指摘をいただきましたので、表現は工夫させていただこうと思います。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

私はあくまでも、その年の、その項目に対しての評価があらわれたので、いいと思うんです。でも、よく評価の委員さんが、やはり毎年よく見てくださっているから、そういうのが、去年よりもどうだねとか、心配してくださるんだろうと思います。

○教育長 笹山忠則君

中々評価に対しても評価の仕方、あるいは評価姿勢についても、かなり良い評価をいただいております。

○教育長職務代理者 末次龍一君

たぶん、これ以上あるんじゃないの、というところだと思いますので、日本人は控えめですけども、そういうふうに言っているのであれば、いいと思います。

○委員 金澤精子君

数値目標が、例えば生涯学習課などは、昨年度この講演会には何人、人を集められて、今年は何人とかいうことであれば、評価はしやすいと思います。

評価表の中にやはり数値があがっているので、そこら辺のところも、昨年度に比べて、というふうにおっしゃったのかもしれない。

○教育長 笹山忠則君

ほかに、御意見はございませんでしょうか。

水谷委員、お願いします。

○委員 水谷知子君

この結果について、議会への提出と、あと公表されるようになっているんですが、市民の方の関心は、どんな感じでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

情報コーナー、ホームページに公開はいたしますけれども、公開したのに対して住民の方から、ここはどうかとか外部評価全体について御質問がくるということは、今までは把握はしておりません。見ていただいている方は見ていただいているとは思いますが、それに対しての意見というものは、今までは受けておりません。

○委員 水谷知子君

ありがとうございました。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、この自己点検評価表の報告書に関しまして、報告を終わらせていただきます。

(2) 私債権の放棄について（報告事項）

○教育長 笹山忠則君

続きまして、私債権の放棄について。これは学校教育課に説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

学校教育課から、私債権の放棄についての報告です。平成28年度におきまして、行橋市債権管理条例第19条第1項の規定に基づき、私債権の放棄を行いましたので、御報告いたします。

まず学校教育課の所管部分について、御説明をいたします。資料の2ページをお願いいたします。

債権名称は奨学資金貸付金、債権者1名で、債権放棄額は9万2千円。放棄理由は時効期間の満了。該当条項は、債権管理条例第19条第1項第1号でございます。

経緯の概略といたしましては、昭和51年度と52年度に高校の奨学資金貸付金として、合計9万6千円を貸し付け、昭和56年4月から昭和60年3月までの48回、月2千円ずつの支払い通知を行ったものの、規定の返済をしないまま、各償還期限を経過し、最終返済日である平成8年1月5日の翌日から消滅時効期間10年を経過した平成18年1月5日に時効期間が満了いたしております。

その後、債務者に対し、督促、催告を文書にて郵便送達しておりますが、送達の奏功、不奏功は不明であり、本人からの連絡はなく、その後、連帯保証人である母親との面談事実はあったものの、債務者本人との面談には至っておらず、本人らが消滅時効を援用した事実は現在までございません。

結論といたしまして、消滅時効を経過していることから、債務者等から消滅時効の援用がなされると債権は消滅し、さらに時効期間は約11年前に満了しているということから、債務者等の支払い意思は極めて希薄であり、全員が時効の援用をする蓋然性が高いとの判断により、本債権の放棄を行ったものでございます。

以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

支払いがありませんでした。そして督促をしても、その効果がありませんでした。

さらには、当人の所在も把握できませんでした、ということで最終的に債権が時効を迎

え、かつ回収の見込みがないということで、このようなかたちになっております。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

奨学金の事案で過去にもあったんでしょうか。初めて聞くような気がします。

○教育長 笹山忠則君

学校教育課長。

○学校教育課長 丸山剛君

過去に、この件で債権放棄があったかどうかは、ちょっと分かりません。今は調べていないんですけれども、なるべくこういうかたちで時効が成立する前に、きちっと支払いしていただくべきものでありますので、稀なケースだろうとは思いますが。

○教育長職務代理者 末次龍一君

金額で見たら、しれていると思うかもしれませんが、逆にこれは大きかったら大変なことですし、9万2千円というのは少ないと言え少ないかもしれないけれども、多いと言え多い。今後の教訓として、また取り組んでいかなければならないと思います。

○教育長 笹山忠則君

奨学金の趣旨といたしましては、貸与の場合は、貸与して回収して、それをまた次の貸与に回すというのが一応趣旨になっておりますので、通常は返していただく必要があります。そうでない場合は給付型の奨学金というので、これは返していただく必要はないんですけれども、その場合は条件が付いているということでもあります。

今回、市のほうは給付型をつくりました。これに関しては条件が揃えば返還の免除があるということでもあります。それ以外の貸与の奨学金に関しましては、従来どおり、やはりその額をもって次の奨学金に充当するというのが趣旨でありますので、やはり回収はさせていただきたいと思っています。

ただ、回収困難に至りましてので、このようなかたちで債権の放棄というかたちをとらせていただいております。

大宮委員、お願いします。

○委員 大宮克弘君

奨学金の貸与の問題というのは、結構社会問題になっています。これは古いケースで昭和50年ですが、これくらいの年代のケースは、貸与型の場合は返しているケースが多いと思うんですけれども、いま現在はどうなんですか。結構、今の人は借りるだけ借りて、返さない。皆さん御存知かどうか分かりませんが、返さないというのが大きな社会問題になっている、返さないのは当たり前というのが社会問題になっていますが、その辺は、学校教育課は把握しておりますか。

○教育長 笹山忠則君

学校教育課長。

○学校教育課長 丸山剛君

社会問題になっておりますことに対して、よく把握しております。

当時のいま現状から申しますと、年間大体5名程度の貸付を行っている状況の中で、殆どの方が規定通り返していただいているということで、いま現在1名だったと思いますが、1名の返済が遅れているということで、それについては、きちっと返還するように支払いの約束を随時取り付けてやっております。

今のところは制度の運用に支障が出るようなかたちの延滞等はないということですが、しっかりとその辺は対応していきたいと考えております。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

行橋市だけの問題ではないというような気がします。

○委員 大宮克弘君

そうですね。

○教育長職務代理者 末次龍一君

モラルの問題ですね。

○教育長 笹山忠則君

それでは、次に防災食育センターに説明をお願いします。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

防災食育センターから御説明いたします。平成28年度行橋市債権管理条例第19条第1項に基づき、私債権の放棄をいたしました。4ページをお願いいたします。

まず1件目、行橋京都学校給食センター賄い材料費未納金、債務者吉田末美、債権放棄額が2万380円。期間といたしまして、仲津中学校に在籍中の平成24年11月から平成25年3月までの5カ月間で、2万382円でございます。別府市に住所を移しておりまして、戸籍謄本等で調べて、裁判所等からの通告をしていただいたんですが、現在は行方不明ということでありまして、

2件目、学校給食費、末松謙吾、行橋市行事1丁目であります。金額1万7842円。在籍は行橋中学校、平成26年9月から平成26年12月の4カ月でございます。これも戸籍謄本等、現地確認等で調査をいたしましたが、いま現在は、家はございますが、もう玄関もどこにあるのか分からないくらいの家が荒れ果てておりまして、近隣の方に聞いてみますと、もう数年間、家には帰っていないという状況であります。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

こちらのほうは、当人不明で回収不能というかたちで、私債権の放棄というかたちに

なっております。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理人 末次龍一君

賄い材料費と学校給食費というのは、内容の違いは何ですか。

○教育長 笹山忠則君

防災食育センター長。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

1点目の賄い材料費、これは給食センターが広域のときのものでございますので、結局は給食費でございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

ほかに質問はございませんでしょうか。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理人 末次龍一君

いま現在は、給食費というのは、どんな状況でしょうか。

○教育長 笹山忠則君

防災食育センター長。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

いま現在は、基本は口座振替になっておりまして、現年で言わせてもらったら、収納率は、99.数%で、一部だけ少しありますが、それもいま債権管理課と協議いたしまして、100%は無理だと思いますけれども、それに近い数字であると思います。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

それでは私債権の放棄については、ほかに質問等はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、次に移らせていただきます。

(3) 公民館運営審議会委員について (報告事項)

3番目、公民館運営審議会委員について、これは生涯学習課に説明をお願いします。

○生涯学習課参事 上原圭三君

公民館運営審議会委員の名簿を付けさせていただいておりますので、御覧ください。

こちらは、次第第3番目の教育長事務報告の中でもございましたが、8月17日に公民

館運営審議会の委嘱状交付というかたちで名簿の6名に関しまして、委嘱状を交付したところでございます。

前回、7月の教育委員会の中で御報告できなかつたのは、各団体に推薦の要望を出しておったんですが、まだ返事がきてない状態でしたので、報告ができませんでしたことをお詫び申し上げます。

また、事務処理上、任期が3月末までだったんですけれども、審議会の開催自体が遅れておりまして、このような時期になったことを、併せてお詫び申し上げます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

御覧になっていただいたとおりの委員に委嘱をさせていただきました。

それでは、協議・報告事項を、これで終わらせていただき、次に移らせていただきます。

6. その他

(1) 蓑島小学校運動会について

○教育長 笹山忠則君

6番、その他の1番目、蓑島小学校運動会について、これは教育政策課からお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

9月17日に蓑島小学校の運動会が開催されますが、例年、市役所に委員さんが集まっていたいて、車1台に乗り合わせて皆で行っていたというかたちなんですけど、今年度も同じかたちで行きたいと考えておりますが、委員さんの御出欠をお伺いしたいと思います。

出発の時間は、いま9時半から10時くらいを考えております。

(末次委員「欠席です」の声あり)

(金澤委員、水谷委員、大宮委員「出席します」の声あり)

それでは、末次委員以外は全員出席ということで承りました。また時間が確定いたしましたら、改めてお知らせをさせていただきます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

蓑島小学校だけは、ちょっと時期をずらして運動会をやるということになっておりますので、毎年こういうかたちになっております。

(2) 教育委員会研修視察について

○教育長 笹山忠則君

では2つ目、教育委員会研修視察について、大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

続けて、教育政策課から御説明いたします。行橋市教育委員会研修視察調査表をお配りさせていただいております。教育委員さんの研修視察につきましては、例年、事務局が視察先の案を出させていただいております、それに基づいて委員の皆様は研修視察に行かせていただいております。

今までこういったかたちで、委員さんの希望をとるということがありませんでしたので、今回こういった調査というかたちで、行ってみたい分野であったり、また具体的にやりたい自治体がありましたら、そういうものをお伺いする中で、できるだけ教育委員さんの御意向を研修視察の中に反映させていきたいという考えで、今回調査をさせていただきます。

また、別紙で今までの視察先の一覧をお配りしておりますので、またその内容を見られて参考にされる中で、御回答いただければと思っております。

この調査表につきましては、来月、9月の教育委員会の際に御持参いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

以上でございます。

(3) その他

○教育長 笹山忠則君

その他、ほかにございませんでしょうか。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

すみません。その他のところで、一つお伺いします。夏休みが終わりましたが、40日間の間に、行橋市の小中学校では、生徒指導面では何もなかったのでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

今のところ、私の所には届いておりませんが、指導室のほうはいかがですか。

○指導室長 神原修一君

御心配いただいております件ですが、夏休みに入る前からの案件での動きは当然ございまして、そういったケースの継続はあっておりますけれども、保護者と学校との関係において、継続して見守りや指導が必要な案件が1件ございます。

後は、生徒指導面ではございませんが、友達の家遊びに行っている途中で、熱中症等で救急搬送された件が、小学生で2件、中学生で1件でした。いずれも大事には至っ

ておりません。地域の方が発見してくれました。

○委員 金澤精子君

安心いたしました。

そして学校教育課にお尋ねですが、夏休みの期間、児童クラブのほうに、希望の子どもたちは、どれくらいのパーセントで入ったんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

学校教育課長。

○学校教育課長 丸山剛君

入所率は100%でございます。一応、当初の予定どおり、行橋保育園にかなりたくさん児童を受け入れていただいたのと、また社会福祉協議会のメダカの学校さんの御協力ということで、メダカさんは児童クラブとちょっと違いますが、100%受け入れはしております。

○委員 金澤精子君

良かったです。夏休みに行き場所がないとかいう子どもさんがいたんだろうか、どうなんだろうかと、ちょっと心配だったので、ありがとうございました。

○教育長職務代理人 末次龍一君

児童クラブは、有料ですか。

○学校教育課長 丸山剛君

有料です。月額保育料が3千円と、おやつ代が別途2千円の5千円です。

○委員 金澤精子君

夏休み中に、昔、教師をやっていた人から、行橋市の生徒相談は、今はどんなになっているんですか、と尋ねられて、私も自分で答えた内容が自分で正しかったかどうか心配だったので、指導室の次長さんに、いろいろスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの人数とか、そういうのをお聞きして、行橋はしっかり体制が整っているなど、それは感じました。

でも、そういうカウンセラーのもとまで行けない保護者とか、行けない子どもたちのために、どこが開いているかと考えたときに、やっぱりホットラインですか。

○教育長 笹山忠則君

はい。

○委員 金澤精子君

そのホットラインもおそらく4月の最初の頃に学校からお知らせがあるんだろうけれども、やはりそのときに気にならない人は見過ごしてしまいますので、こういう立派なホットラインがあるということを、再度またいろいろな場所で知らせていく必要があるかと思えます。行橋市の良いところを再度見直して、良かったなと思えました。

それともう一つ良いなと思ったのが、ちょっと研修センターの英語の合宿をのぞいたときに、沼中のバレーボール部が合宿に来ていたんです。あそこのセンターは海が近いし、隣の総合体育館で合宿してとか、オートキャンプ場も併せて、どんどん北九州市に売りに出すじゃないけれども、使用度を上げる計画を立ててもいいのかなと、行橋市はいい環境のところだと思いました。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ついでに蓑洲邸まで行ってもらったらいいですよね。

○委員 金澤精子君

そうですね。蓑洲邸もコーヒーか何かが出るといいですね。

○教育長 笹山忠則君

その辺は、また文化課のほうも、それからスポーツイベント課、生涯学習課のほうも、いろいろと考えてくれると思いますので、よろしくお願いします。

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

すみません、先ほどの視察先の希望についてなんですが、場所はどの辺りまで大丈夫なんでしょうか、九州内とか、もし制限はありましたら教えてください。

○教育長 笹山忠則君

大園係長。

○教育政策係長 大園健朗君

一応ですね、例年、熊本県あたりの山鹿市なんですけれども、山鹿市に行く予算を毎年計上させていただいておりましたが、この調査で、もし遠方に御希望が出て、そこに行くとなれば、また来年以降になります。予算計上の段階で、そこはそれに合わせた予算計上を検討していきたいと思いますので、特段地域は限定せずに書いていただいて結構です。

○委員 水谷知子君

分かりました。ありがとうございました。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ほかに、ございませんでしょうか。

指導室長。

○指導室長 神原修一君

すみません、その他で、ここにはあげておりませんが、1点、御報告をさせていただ

きます。

一昨日、解禁になった関係で、本年度の全国学力調査結果が報道されました。例年、次かその次の教育委員会で詳しく分析結果等の御報告をさせていただいておりますけれども、時期的に平均正答率等が出ましたので、簡単に御報告だけさせていただきます。

小学校につきましては、昨年度まで数年間、右肩上がりということで、改善傾向が見られておりました。本年度も国語Aにつきましては、全国平均を上回る平均正答率ではございましたけれども、国語Aを含めまして、国語B、算数A・B、いずれも前年度よりは本年度は下回っている状況でございます。

まだ細かな分析はしておりませんが、小学校6年生につきましては、各領域について、ちょっと課題が大きいかなと思っております。

算数A・Bにつきましては、やはり日ごろの積み重ねが大事であるところととらえているところでございます。

それから中学校につきましては、まだ中々全国平均等には到達していないんですけれども、中学校のほうは27年度から右肩上がりということで、改善傾向が顕著になってきている状況でございます。

国語については無回答率が殆どないということでございます。数学科の説明する問題につきましては、やはり無回答率が高いという状況にあります。算数・数学は系統的な教科でございますので、当然小学校段階でしっかりと身に付けた上で中学校があるということですが、課題は何点か見受けられますので、また次年度に向けてというわけではありませんが、今年度の後半、そのあたりをしっかりと鍛えていく必要があるかなと思っております。

ただ、3年前の6年生時と、今回の中3時を比べた場合に、国語については伸びが見られます。それに対しまして、算数・数学科については、やはり平均正答率が下がるという傾向が見られております。

当然、小6の母数と中3の母数は、私学等に流れている可能性もございますので、イコールではございませんが、国語科に関して言えば、中学校でしっかり力を付けてもらっているのかなと思っておりますが、算数・数学科については、やはり9年間を見通したところを、もうちょっと意識をしないといけないのかなというふうに、大まかですけれども、そういう捉え方をしております。

また、詳しくは、次回か、その次に述べさせていただきます。長くなりましたけれども、以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

全国的な傾向としては、上位の県と下位の県の差が縮まっているというふうに報道があ

りました。その中で、行橋市がどのようになっているか、分析の結果を、また改めて示させていただきます。

その他で、ほかにありませんでしょうか。

山門課長、お願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

すみません。例年行っております教育委員会の定期学校訪問の後期日程でございます。明日、校長会がございますので、そこに日程を案としておろそうと思っておりますけれども、11月15日の水曜日と16日の木曜日、この2日間で小中6校の定期学校訪問の実施を予定しておりますが、明日、校長会におろして学校との日程調整の後、次回の教育委員会で最終的な決定を通知させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長 笹山忠則君

11月15日、16日に定期学校訪問を行う予定にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、他にございますでしょうか。

スポーツイベント課、お願いします。

○スポーツイベント課長 西川雅隆君

スポーツイベント課です。委員の皆様におかれましては、新聞等で御承知かもしれないんですが、メキシコのオリンピックキャンプ誘致の件で動きがありましたので、御報告いたします。

7月16日に県と行橋市ほか4者で基本合意書に調印させていただいた後、広島県のほうもメキシコオリンピック委員会と基本合意を結んでいるということが発覚して以後の経過でございますが、その後、メキシコのほうでメキシコバレーボール協会とメキシコオリンピック委員会のほうで、その件について、数回協議を行った結果といたしまして、メキシコバレーボール協会会長より連絡が、昨日の夜、県のほうにございまして、きょうの午前中に市のほうに回答がございました。

回答といたしましては、メキシコのバレーボール協会は、メキシコオリンピック委員会の規定によって、2020年東京大会前の事前キャンプについては、メキシコの全ての選手が広島県にいないてはならない、ということになったということです。要は事前キャンプについて、メキシコとの協議については、全て事前キャンプは広島県で行うことになった、ということの回答がありました。

それに併せまして、メキシコバレーボール協会からのもう一つの報告としまして、メキシコのバレーボール協会としては、オリンピック直前の事前キャンプというのはできないが、その前の2018年から2020年の広島での事前キャンプの前の間に、もし

福岡県行橋市のほうで、これからの協議になると思いますが、キャンプを行うことは可能である、この2点の返事が県を経由してきております。

当然のことながら、事前キャンプとしては、もう行橋市ではなくて、広島が決定になっておりますが、今後の協議といたしましては、福岡県と福岡県バレーボール協会と本市の三者で協議をしていきますので、今の段階では、行橋市での事前キャンプはないということが決まりましたので、御報告申し上げます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。ただいま聞かれたとおりの結果でございます。我々の意図しないような結果になりました。今後に関しましては、また、より良い方向に展開できるようにと考えております。

ただ、他の上海との交流等は今のところ従来通りいっているということでありまして。ほかに、その他はありますでしょうか。

大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

次回の教育委員会の開催の日程案ですが、事務局案としては、9月26日火曜日か9月28日木曜日を考えておりますが、御都合のほうはいかがでしょうか。

○委員 大宮克弘君

私は、26日ほうがいいんですが。

○教育政策係長 大園健朗君

一応、9月議会の閉会日がまだ未定でありまして、今のところ議会事務局の案が9月27日というふうに聞いておりますが、もしかしたら閉会日が前後して変更せざるを得ないかもしれませんが、その際は別途調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今のところは26日の13時15分からとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、暫定的に9月26日火曜日の13時15分からということで、組み立てさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、変更がありましたら、お知らせいたします。

それでは、本日の教育委員会定例会を、これで閉じさせていただきます。

ありがとうございます。

(各委員「ありがとうございました」の声あり)

閉会 15時16分